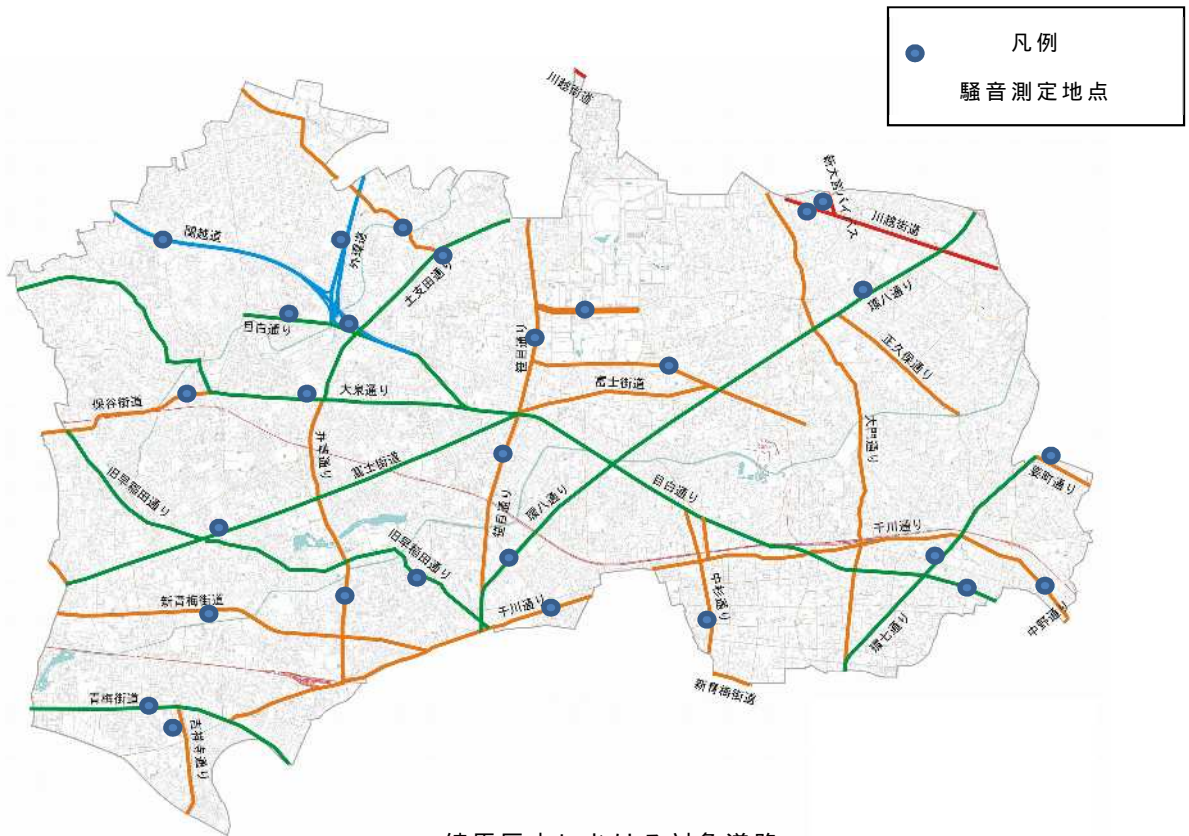


自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第 18 条に定められており、道路の両側 50m 内の範囲にある住居等について、自動車の走行に伴って発生した音を対象とし、環境基準値を超過する割合を把握するものです。一般に面的評価と称されています。

面的評価は、環境省より出されている「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、評価の対象となる幹線交通を担う道路（対象路線は下表および下図に掲載）を対象に区内の全域調査を平成 20 年度に引き続き、平成 25 年度に実施しました。



練馬区内における対象道路

(総延長 84.7 km 平成 25 年 3 月 31 日現在)

高速道路	2 路線	東京外環自動車道・関越自動車道
国道	2 路線	川越街道(一般国道 254 号)・新大宮バイパス(一般国道 17 号)
主要地方道	7 路線	東京所沢線・千代田練馬田無線・練馬所沢線・飯田橋石神井新座線・練馬川口線・環状 8 号線・環状 7 号線
都道	13 路線	東京朝霞線・関町吉祥寺線・東大泉田無線・杉並田無線・鮫洲大山線・瀬田貫井線・椎名町上石神井線・落合井草線・池袋谷原線・北町豊玉線・南田中町旭町線・下石神井大泉線・前沢保谷線

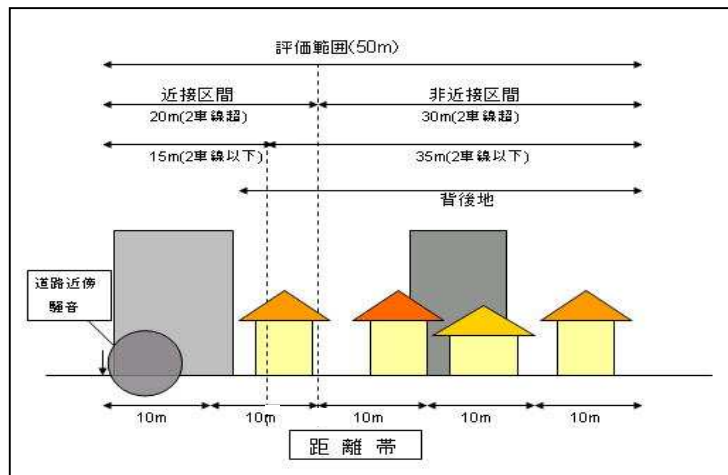
道路に関する地域の環境基準

環境基準は

- ・ 地域類型 (56 ページの表参照) が A 類型 B 類型 C 類型のいずれか
- ・ 対象道路が一車線、二車線、三車線以上のいずれか
- ・ 近接空間、非近接空間 のいずれか
- ・ 昼間 (6:00 ~ 22:00)、夜間 (22:00 ~ 6:00)

のいずれかによって決まってきます。面的評価では、車線数や地域類型によって、近接空間、非近接空間の範囲が決まります。

道路の両側 50m は「近接空間」と「非近接空間」に分けられています。二車線以下の道路においては 15m、二車線を超える道路においては 20m までが近接空間で、それより以遠の地域が非近接空間です。
(右図参照)



評価の対象

評価する音は対象道路から発せられる道路交通騒音に限定します。ここで対象道路に接続する側道や対象道路と平行する裏道の道路交通騒音は含みません。

その他、「建設作業騒音」や「鳥や虫の音」や「救急車、パトカーなどのサイレン音」も含みません。そのため、実測地点において対象外の音が発生した場合は、除外音処理を実施します。

評価の方法

評価はコンピューターによる推計計算で行うため、必要となる交通条件（交通量・大型車混入率・車速）は交通センサデータのほか、必要に応じて実測を行います。また騒音に関しても24時間測定を必要に応じて行います。

同一の道路であっても、場所によって騒音レベルは異なります。このため、騒音レベルが概ね一定とみなせる範囲を同一の評価区間とします。平成25年度調査では対象道路の総延長は84.7Kmになりますが、これを46の評価区間に分けて評価しました。

結果

ア) 平成20年度と平成25年度の面的評価結果の比較

	近接空間				
	評価対象住居等 戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	%	戸数(戸)	%
平成25年度	41,933	39,939	95.2	36,711	87.5
平成20年度	42,018	39,936	95.0	36,937	87.9
差	-85	3	0.2	-226	-0.4

	非近接空間				
	評価対象住居等 戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	%	戸数(戸)	%
平成25年度	38,112	37,669	98.8	36,966	97.0
平成20年度	43,176	42,518	98.5	41,877	97.0
差	-5,064	-4,849	0.3	-4,911	0.0

平成25年度と平成20年度の面的評価結果の比較を示しました。環境基準達成率は前回と概ね横ばいとなりました。また、環境基準達成率は近接空間の夜間環境基準達成率は80%台となっていますが、その他は95%以上を推移しています。

1) 騒音測定結果

46 の評価区間は 28 の騒音観測区間と 18 の騒音非観測区間に分けられます。騒音観測区間は評価区間のうち騒音測定を行う区間をいい、騒音非観測区間については、騒音観測区間から得られたデータを基にコンピューター上で計算した値で評価します。騒音観測区間の測定地点ごとの等価騒音レベルの値を次表に示します。28 地点中最も騒音レベルが高かったのは基準点では環状 7 号線で、昼間：77dB、夜間：76dB であった。

・基準点騒音測定結果

単位：dB

評価区 間番号	路線名	調査箇所	地域 類型	昼間 (6時～22時)			夜間 (22時～6時)		
				環境 基準	測定値	評価	環境 基準	測定値	評価
20	東京外環自動車道	練馬区大泉町3丁目2	B	70	61		65	56	
30	関越自動車道(2)	練馬区大泉町2丁目7	A		60			57	
40	関越自動車道(2)	練馬区大泉学園町3丁目23	A		65			60	
10570	一般国道17号	練馬区北町3丁目13	C		59			55	
10850	一般国道254号	練馬区北町8丁目28	C		67			64	
40130	東京所沢線	練馬区関町南4丁目6	C		72	×		70	×
40270	千代田練馬田無線(1)	練馬区豊玉北2丁目4	C		69			66	×
40280	千代田練馬田無線(1)	練馬区石神井台5丁目25	B		66			65	
40580	練馬所沢線(1)	練馬区東大泉2丁目11	C		63			59	
40600	練馬所沢線(4)	練馬区大泉町6丁目13	B		66			63	
40650	飯田橋石神井新座線	練馬区下石神井3丁目4	A		64			58	
40860	練馬川口線	練馬区大泉町1丁目3	C		66			63	
41540	環状8号線	練馬区南田中3丁目13	B		58			54	
41550	環状8号線	練馬区平和台4丁目20	C		69			67	×
42130	環状7号線	練馬区豊玉上2丁目2	B		77	×		76	×
60140	東京朝霞線	練馬区大泉町1丁目44	A		67			62	
60170	関町吉祥寺線	練馬区関町南3丁目8	C		66			64	
60230	東大泉田無線	練馬区東大泉4丁目18	B		68			66	×
60280	杉並田無線	練馬区石神井台4丁目5	B		71	×		70	×
61210	瀬田貫井線	練馬区中村南3丁目19	C		64			60	
61460	椎名町上石神井線	練馬区旭丘1丁目27	C		62			60	
61480	椎名町上石神井線	練馬区富士見台1丁目15	A		65			62	
61530	池袋谷原線	練馬区小竹町2丁目32	A		56			52	
61570	南田中町旭町線(1)	練馬区高野台3丁目15	B		69			68	×
61580	南田中町旭町線(1)	練馬区谷原3丁目24	C		70			68	×
61590	南田中町旭町線(2)	練馬区春日町6丁目10	B		65			62	
61600	南田中町旭町線(3)	練馬区光が丘3丁目9	B		59			53	
61610	下石神井大泉線	練馬区下石神井5丁目18	B		65			62	

評価の欄の 印は環境基準を満足していることを、×印は超過していることをそれぞれ示す。